

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇ 私有車借上料は雑所得に

Q：使用人の私有車を借り上げて会社の業務に使用する場合、借上料は使用人の給与として課税されるのでしょうか。

A：賃貸料として相当であると認められる借上料については、使用人の雑所得として取扱われますが、相当でないとされた場合は、個別に判断されることとなります。

【解説】

社員の所有する自家用車に対して支払う借上料の算定方法は、会社によって様々であり、その課税上の取扱いについては、個別に判断せざるを得ない面も否定できません。

ただ、借上料は社員にとって「資産の賃貸による対価」であることから、借上料のうち「賃貸料として相当と認められるもの」については、社員の雑所得の総収入金額に算入されることになり、社員負担の自動車保険料、減価償却費等が雑所得の必要経費となります。この場合は、必要経費が借上料以上になるケースが圧倒的に多いと思われます。

一方、賃貸料として相当でないとされた場合、相当と認められる借上料を超える部分については、使用人に対する給与として課税されるケースも出てくると思われますが、賃貸料として相当であるかどうかについての具体的な基準は明らかにされていませんので、個別に判断されることとなります。

